



編集・発行
栃木県保健福祉部生活衛生課
〒320-8501
宇都宮市塙田1-1-20 TEL028(623)3110
公益財団法人 栃木県生活衛生
営業指導センター
〒320-0027
宇都宮市塙田1-3-5砂川ビル
TEL028(625)2660



平成25年度栃木県生活衛生同業組合協議会総会

栃木県生活衛生同業組合協議会(会長 柳 勲 氏)の平成25年度定期総会が6月18日(火)午後1時30分から宇都宮市アピアにおいて盛大に開催された。

総会は、柳会長のあいさつの後、ご来賓の福田富一県知事をはじめ多くの方からご祝辞をいただき、議事に入りました。議事では、柳会長が規定により議長に就任し、第1号議案から第4号議案まで順次審議され、いずれも原案どおり可決されました。その後、報告事項として、公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センターの事業報告及び事業計画について報告があり、生活衛生営業指導センターの業務への協力を求めた。

総会において、決定された平成25年度の事業計画は次のとおりです。

平成25年度事業計画

- 1 生活衛生同業組合及び協議会各支部の組織強化
- 2 (公財)栃木県生活衛生営業指導センターの事業に対する協力
- 3 生活衛生功労者等の表彰
- 4 全国生活衛生同業組合中央会、各同業組合連合会、各同業組合相互間の情報交換
- 5 行政機関の実施する事業への参加並びに関係団体等との連絡調整
- 6 生衛業の近代化・合理化対策のため、関係機関への要望・陳情
- 7 その他、目的達成のために必要な事項

主な内容

経営特別相談員研修の開催	2	組合だより	6
後継者育成支援事業	3	レジオネラ症防止対策	7
記帳・帳簿等の保存制度の対象拡大	5		

平成25年度経営特別相談員研修会 (小山・安足・栃木地区)開催

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの委託による経営特別相談員研修会が8月20日(火)栃木市サンプラザにおいて開催された。

当研修会には、栃木県から委嘱された小山・栃木・足利・佐野地区の30名の経営特別相談員が参加し、経営特別相談員の活動に必要な知識等について研修を行いました。

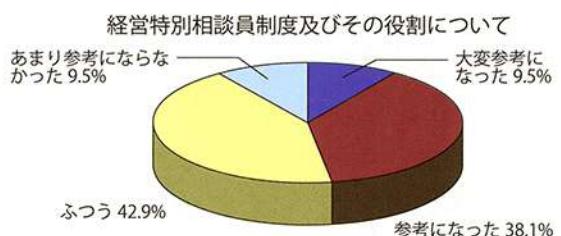
研修の内容は次のとおりです。

○経営特別相談員制度の概要及び役割について

講師 (公財)栃木県生活衛生営業指導センター経営指導員 仁野平 實

(主な内容)

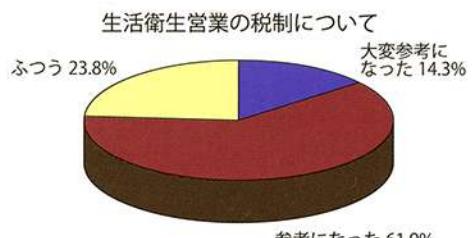
- ・経営特別相談員制度ができた経緯等について
- ・経営特別相談員制度の趣旨や業務等について
- ・経営特別相談員の活動(施設巡回指導等)について



○生衛業の税制(青色申告と税務及び白色申告)について

講師 山形順一税理士事務所 所長 山形 順一 氏

- ・青色申告の効果と要件について
- ・青色専従者給与の税務について
- ・青色申告の特典について

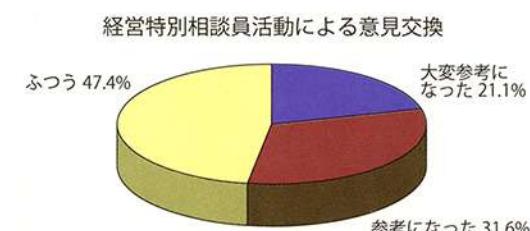
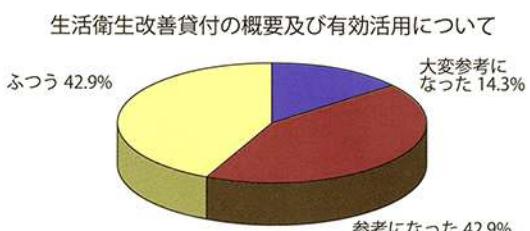


○生活衛生改善貸付の概要及び有効活用について

講師 株日本政策金融公庫佐野支店 融資課長 大野 和彦 氏

- ・生活衛生改善貸付の目的
- ・事故対策について
- ・生活衛生改善貸付に係る最近の制度改正等について

○経営指導員活動による意見交換について



平成25年度後継者育成支援事業

生活衛生関係営業は、県民の日常生活に深く関わり地域社会になくてはならない営業として重要な役割を担っております。

しかしながら、近年、営業者の高齢化等により後継者の育成確保が喫緊の課題となっております。

このため、問題の解決方策を検討する後継者育成支援協議会の開催や大学生や高校生を対象にインターンシップ事業を実施し、生活衛生関係営業が直面している後継者の問題の緩和を図ります。

1 後継者育成支援協議会の開催

平成25年度の後継者育成支援事業を実施するにあたって、7月30日(火)に後継者育成支援協議会を開催しました。

同協議会において、平成21年度から平成24年度までに実施した事業について検証を行うとともに、全国の先進事業について分析し、各組合の取り組みを促進することとしました。

2 インターンシップ事業の開催

○栃木県理容生活衛生同業組合

オープンキャンパスに来校した高校生を対象に、組合役員が専門校生の協力の下、理容技術のデモンストレーション、トークショー、カット体験指導を行った。



○栃木県興行生活衛生同業組合

映画に興味を持っている大学生に参加を募り、入場のアナウンスや切符切り、劇場内の掃除、売店での接客対応、番組の編成、映写機の取扱い、作品の宣伝、時間の組み方等について学んだ。



○栃木県社交飲食業生活衛生同業組合

カクテルに興味を持っている大学生や専門学校の学生等に参加を募り、宇都宮がカクテルの街と呼ばれることになった経緯、カクテルの歴史、カクテルに使用する器具やグラスについて学び、カクテルの基本技法については実際にカクテルの作り方を体験した。



青色申告を始めてみませんか？

- ▶ 「青色申告」は、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができる制度です。

※ 青色申告の方は、原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりませんが、簡易な帳簿（①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳）で記帳してもよいことになっています。

青色申告の主な特典

◎ 青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生すべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳している方については、一定の要件の下で最高65万円を差し引くことができます。

また、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

※ 現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません（最高10万円の青色申告特別控除の適用は可能です。）。

◎ 青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告をされている方が、事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

※ この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

◎ 純損失の繰越しと繰戻し

青色申告をされている方は、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）。

また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

青色申告をするためには

- ▶ 青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

※ 新たに開業された方は、原則として開業の日から2か月以内に提出してください。

※ 「所得税の青色申告承認申請書」などの申請や届出の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

青色申告の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「パンフレット・手引き」に掲載している「はじめてみませんか？青色申告！」をご覧いただくな、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

- ▶ 事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

◎ 対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※ 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎ 記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎ 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

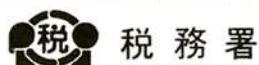
【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳説明会のご案内

- ▶ 税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧いただくか、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。



栃木県食鳥肉販売業生活衛生同業組合
栃木県生誕140周年県民の日の記念イベント:焼き鳥に人気集まる

栃木県食鳥肉販売業生活衛生同業組合(金田曇理事長)は、6月15日(土)栃木県生誕140周年栃木県県民の日の記念イベントに参加、焼き鳥販売と同時に国産チキンの普及のための小冊子などの販促物を配布、好評を得た。

県民の日記念イベントは、宇都宮市の栃木県総合文化センターメインホールでのセレモニー会場をはじめ、県庁前の特設会場では出展イベントも設けられ、とちぎグルメなど集結しての販売コーナーが賑わったが、栃木県食鳥肉販売業生活衛生同業組合は(公財)栃木県生活衛生営業指導センターのブースで、焼き鳥の販売を行った。

当日は、梅雨の最中で雨が心配されたが、好天に恵まれ気温も上昇、真夏のような晴れの下でのイベントとなつた。

組合のブースでは役員はじめ汗だくで焼き鳥を焼き上げていたが、注文に間に合わないほどで、用意した700本の焼き鳥は、10時のオープニングから、予定の午後5時どころか午後2時には売り切れ御免となる盛況ぶりであった。

最も人気を得たのは真夏を思わせる暑さもあり、日光で採取された天然氷を使ったかき氷。記者には次いで人気を得たのが焼き鳥と感じられる人だからが続いた。

こうしたイベントでの焼き鳥人気の根強さをあらためて感じさせられた。

なお、ほかに栃木しゃも普及推進協議会も出展して、人気を得ていた。

(全国食鳥新聞より)



栃木県めん類業生活衛生同業組合
地元そば粉100%のチャリティそば販売イベントを開催

6月26日(水)・27日(木)の2日間にわたりチャリティそば販売会を開催した。開催したのは、鹿沼市内の27のそば店でつくる鹿沼そば商組合(金子庸二会長)で、鹿沼市役所の車庫をお借りして、そばやトウモロコシ、梅などをチャリティ販売した。



このチャリティ販売は、鹿沼の玄ソバや市内のそば店のPRを目的に平成4年に始まり、平成8年にチャリティイベント型となった。

鹿沼の大芦地区でとれた玄ソバ粉100%のそば250食を用意。メニューは、ニラそばが中心。栃木県は有数のニラ生産地で、中でも鹿沼はニラの特産地。この二つの特産物を2年前にコラボ。B級グルメとして、様々なイベントに参加してニラそばを提供している。

このチャリティ販売の収益金は、毎回、財団法人吉澤育英会に寄付している。

入浴施設におけるレジオネラ症防止対策

・・・・・旅館業及び公衆浴場業営業の方に向けて・・・・・

レジオネラ症は、レジオネラ属菌が原因で起こる感染症です。

入浴施設を感染推定施設とするレジオネラ症患者は、県内でも報告されています。

レジオネラ症を防止するために、旅館業及び公衆浴場業営業の方に向けて、入浴施設の正しい管理办法についてまとめました。

レジオネラ属菌とは？

- 土壤や河川、湖沼など自然界に生息している細菌です。
- アメーバーなど原生動物の中に寄生して増殖します。
- 循環式浴槽、温泉等のほか、冷却塔や、噴水、一部加湿器などでも、増殖することが知られています。
- 人に対する病原性の強い菌種は、35°C前後での増殖が盛んです。

どのような症状が見られるのか？

乳幼児や高齢者、病気にかかっている人など抵抗力の落ちている人が感染しやすく、人から人に感染した事例は、報告されていません。

なお、症状は2つに分けることができます。

レジオネラ 肺炎

●主な症状

- ・高熱
- ・呼吸困難
- ・筋肉痛
- ・吐き気
- ・下痢
- ・意識障害

ポンティ アック熱

●主な症状

- ・発熱
- ・寒気
- ・頭痛
- ・筋肉痛
- ・倦怠感

どのように感染するのか？

レジオネラ属菌に汚染された目に見えないほど細かい水滴（エアロゾル）を吸い込むことで感染します。

なお、エアロゾルを発生させる施設には、循環式浴槽、露天風呂、冷却塔、給湯設備、加湿器などがあります。

～レジオネラ属菌汚染防止のための入浴施設の施設管理のポイント～

入浴施設を衛生的に保つためには、施設全体の構造をよく把握し、各部分にあった適切な管理をしなければなりません。

また、その管理状態を確認するために、日常の管理点検や記録、水質検査を計画的に実施することが重要です。

浴槽水の衛生管理

- 浴槽水は常に満杯に保ち、溢水させ、浮遊物を除去すること。

- 循環水の吐水口は浴槽水面より下に設け、水面よりも上にある湯口からは、新鮮な湯や水以外は流さないこと。
- 浴槽水の温湯を毎日交換すること。また循環ろ過装置を使用している浴槽では1週間に1回以上定期的に交換すること。
- 浴槽水を塩素消毒する場合は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を0.2~0.4mg/Lに保ち、1.0mg/Lを超えないようにすること。
- 水質検査を1年に1回以上(循環ろ過装置を使用している浴槽水は、2回以上)行い、レジオネラ属菌が検出された場合は保健所長に届け出ること。

打たせ湯、シャワーなどを設けている場合

- 循環させた浴槽水を打たせ湯やシャワーなどには利用しないこと。

気泡発生装置、ジャグジーを設けている場合

- 24時間を超えて循環させた浴槽水を気泡発生装置やジャグジーには利用しないこと。

貯湯槽を設けている場合

- 湯の温度をレジオネラ属菌が繁殖しにくい60°C以上に保つこと。
- レジオネラ属菌などが繁殖しないように、定期的な点検、清掃による維持管理を行うこと。

循環ろ過装置を設けている場合

- ヘアキャッチャーは、毎日清掃すること。
- 週に1回以上、ろ過器の逆洗浄及び消毒を行い、循環ろ過装置全体(配管も含む。)の生物膜(バイオフィルム)を除去すること。

・・・循環配管内の生物膜(バイオフィルム)の除去方法について・・・

生物膜(バイオフィルム)を除去するためには、入浴施設の設備構造のほか、水質や薬品に関する専門的な知識に基づく対応が求められます。依頼する業者とよくご相談ください。

露天風呂の衛生管理

- 露天風呂は、外界と接しているため、レジオネラ属菌に汚染されやすくなるため、露天風呂と内湯が混ざらないようにすること。
- 洗い場を設けないこと。
- 源泉からの配管も清潔に保つこと。
- 石組みの浴槽などは、清掃が行き届かない部分がないよう丁寧に清掃すること。

(参考) 入浴施設が原因のレジオネラ症の集団感染事例

発症年月日	都道府県	施設感染源	推定患者数(死亡数)
2000年 2月	静岡県	温泉施設	23 (2)
2000年 6月	茨城県	温泉施設	45 (3)
2002年 7月	宮崎県	温泉施設	295 (7)
2002年 8月	鹿児島県	温泉施設	9 (1)
2003年 1月		客船の入浴施設	3 (0)
2006年 12月	新潟県	ジャグジー風呂	2 (0)
2008年 1月	兵庫県	温泉施設	2 (0)
2008年 7月	岡山県	老人福祉施設	4 (0)
2009年 10月	岐阜県	入浴施設	8 (0)